

博物館情報・メディア論

(解答はすべて解答用紙に記入し、この問題用紙に記入しないこと)

1. 博物館によるインターネットを活用した情報発信は、どのような効果が期待されるか。また、実施上の留意点は何か。次の3つの言葉を用いて600字程度で論じなさい。

(20点)

【SNS デジタルアーカイブ 遠隔地】

2. 博物館が大手新聞社などのメディアと提携して行う企画展の利点と課題について、次の3つの言葉を用いて600字程度で論じなさい。(20点)

【利用者 ミッション 社会の要請】

3. 次の文章の()に最も適する語句を下の選択肢より選びなさい。(各5点)

- (1) 1920年代に受信機能に特化した機器が販売され、マスメディアとして普及した情報メディアは()である。

- ① ティーチング・マシン
- ② テレビ
- ③ ポケットベル
- ④ ラジオ
- ⑤ レコード

- (2) 博物館資料の記録については、紙ベースの資料台帳等に加えて情報をデータベースやウェブなど()化して原則として公開し、人々の利用に資することが望ましい。

- ① パッケージ
- ② 英語
- ③ 電子
- ④ 商業
- ⑤ 特殊

(3) シリアル ATA は、パラレル ATA や () に替わるコンピューターと補助記憶用ドライブを接続するためのインタフェース規格である。

- ① RS232C
- ② SCSI
- ③ 光ディスク
- ④ HDMI
- ⑤ VGA ケーブル

(4) インターネット上では、楽曲に『()』などを用いて音声をのせ、それにイラストを加えたり、音楽に合わせて動かしたり、さらには実写化を行うなど、次々と改変・発展させる新しいメディアの特性を活かした創作活動が行われている。

- ① 初音ミク
- ② MIDI
- ③ ラジオ
- ④ CP/M
- ⑤ スピーカー

4. 次の(1)～(4)の文章のうち、それぞれ正しいものの記号1つを選びなさい。
(各5点)

(1) 日本における著作物の理解について

- ① 著作権の残存期間は、暦年計算にもとづき、著作者の死後50年を経過するまでを原則とする。
- ② 博物館のホームページに、ある美術作品を使用する許諾を得た場合、作家の氏名の表示を、もともと作品に付されていた通称でなく、作家の戸籍上の氏名で表示することは、原則的に著作者の許諾は必要とされない。
- ③ 美術作品を撮影した写真は、撮影者が新たな著作権者となる。したがって、博物館でその写真をポスターに掲載する場合、撮影者の許諾を得る必要があるが、原著作物の作者の許諾は必要とされない。

(2) 日本における著作物の活用について

- ① 博物館の教育普及事業で一般の参加者が作成した写真や絵画は著作物に該当しないため、本人の許諾なく博物館の広報誌で公表することは許される。
- ② 博物館の広報誌への掲載について作者の許諾を得たキャラクターの画像を、博物館のホームページに掲載する場合は、別途、作者の許諾が必要とされる。
- ③ 学校教員が、博物館のホームページを授業で使用する資料として印刷し、児童生徒に配布することは、著作権者もしくは博物館の許諾が必要である。

(3) カメラで撮影時の照明光源について

- ① 白熱灯は連続した分光スペクトルを持つが、高温となるハロゲンタイプであっても太陽光に比して色温度が低いため撮影にあたっては配慮しなければならない。
- ② LED 照明は熱を持たないので放熱に配慮する必要はない。
- ③ 昼光色蛍光灯は太陽光と同じ分光スペクトルを持つので、特別な注意を払わずに用いることができる。

(4) 記録ディスクについて

- ① Blu-ray 規格のディスクは、DVD 規格のディスクの約 2 倍の記憶容量を持つため、高画質の映像を記録するのに適している。
- ② アナログで高画質の映像を記録することができたレーザーディスクは、カラオケ等を中心に広く用いられた。
- ③ CD 規格のディスクには音声しか記録することができないため、最近では使用される機会が減ってきている。

5. 次の用語を簡潔に説明しなさい。(各 10 点)

- (1) 触図
- (2) UNIX 系 OS